

## ◇ 上場株式の配当はすべて申告不要に

**Q** : 今年の税制改正で株式配当に対する課税の仕組みが変わったそうですが、どのように変わったのですか。

**A** : 個人が受け取る上場株式の配当は、金額にかかわらず申告不要となりました。また、配当に対する源泉徴収税率が軽減されました。

### 【解説】

従来、個人株主が配当を受け取った場合、少額配当（年配当であれば10万円以下、中間配当であれば5万円以下）を除き、確定申告をしなければなりませんでしたが、平成15年4月1日以後に支払いを受ける上場株式等の配当については、金額がいくらであっても確定申告は不要となりました。

また、配当の際に徴収される所得税の源泉徴収税率は、次のように改められました。

H15. 4. 1～H15. 12. 31に支払いを受けるもの  
…所得税10%

H16. 1. 1～H20. 3. 31に支払いを受けるもの  
…所得税7%＋住民税3%

H20. 4. 1以後に支払いを受けるもの  
…所得税15%＋住民税5%

なお、この改正は非公開株式には適用されず、また、上場株式等であっても大口株主（発行済株式の5%以上を所有する株主）には適用されないこととなっていますので、これらについては従来どおり、①少額配当以外は確定申告が必要で、②20%の税率で所得税が源泉徴収されることになります。

